

# 埼玉県吹奏楽連盟加盟団体登録規定

平成7年4月25日

埼玉県吹奏楽連盟規約第7条により本連盟への加盟に関する登録規定を次のとおり定める。

## (加盟の手続き)

第1条 本連盟に加盟する団体・個人は、埼玉県吹奏楽連盟規約およびその他の実施細則、さらに西関東吹奏楽連盟規約、全日本吹奏楽連盟定款のすべてを承認するものとする。

2. 加盟する団体は本連盟五支部のいずれかに所属するものとする。

3. 加盟しようとするときは次の各号をそろえて、本連盟に申請するものとする。

ただし名誉会員・賛助会員は入会の手続きを要せず、理事会の推薦と本人の承諾をもって名誉会員・賛助会員とするものとする。

(1)加盟の申請書(本連盟の所定書式による)および理事会から求められた資料

(2)埼玉県吹奏楽連盟規約で定められた入会金

4. 理事会は加盟申請があった場合、直近の理事会において入会についての審議を行う。

## (会員の資格)

第2条 主に管打楽器による吹奏楽の活動をすすめている団体であること。

2. 年間を通じ定期的に吹奏楽の練習または活動を行っている団体であること。

3. 演奏行為に対して楽団員に報酬を支払うことのない、アマチュアの楽団であること。

4. 活動の拠点を埼玉県内に置くものとし、他の都道府県吹奏楽連盟との重複加盟は禁ずる。

5. 音楽大学、音楽専攻の学部、音楽の専門学校・科、音楽専門学校の楽団は加盟することができない。

6. 同一人が複数の会員の構成員になることはできるが、コンクール出場などの場合には当該大会実施規定などの定めるところによる。

7. 賛助会員・名誉会員については本条項によらずその都度理事会で審議する。

## (部 門)

第3条 正会員の部門は小学校・中学校・高等学校・大学・職場・一般とし、以下のように分ける。

・学校教育法に基づく小学校・中学校・高等学校・大学、またはこれに準ずる学校の団体は本条のそれぞれの学校部門に所属するものとする。

・大学部門の正会員は、単一の大学名で加盟し、各学部ごとに登録することはできない。

・職場部門の正会員は、同一経営の会社、工場、事務所、官庁(それぞれグループ企業等を含む。以下「勤務先」という)などで、勤務先もしくは組合(以下「勤務先等」という)の許可を得て設立されている団体とする。また、その団体の団員は当該勤務先等の承認を得ている者とする。ただし、職業演奏家は認めない。

・一般部門の正会員は、原則として社会人、および社会教育団体のための楽団とする。

・次の構成員の正会員は、各号の部門に所属するものとする。

(1)中学生と小学生の混成楽団・・・中学部門

(2)高校生と中学生の混成楽団・・・高校部門

(3)大学生と高校生または中学生の混成楽団、短期大学、高等専門学校・・・大学部門

## (会員の義務)

第4条 本連盟に新たに正会員として加盟を希望する団体は入会金を納入すること。

2. 本連盟に加盟している正会員は毎年5月末日までに、連盟会費を納入すること。納入のない場合は、原則として本連盟主催の行事には参加できないものとする。

3. 登録事項(名簿記載事項)の変更があった場合には一カ月以内に書面で事務局へ届け出ること。

4. 総会その他の会議および本連盟・上部連盟が主催する行事に参加または協力すること。

### **(資格の喪失)**

第 5 条 本連盟に加盟登録された会員は次の各号の事由によってその資格を喪失する。資格を喪失しない限りは継続登録されるものとする。

- (1)退会したとき。
- (2)会員団体が解散したとき。
- (3)禁治産もしくは準禁治産または破産の宣告を受けたとき。
- (4)死亡もしくは失踪宣言を受けたとき。
- (5)除名されたとき。

### **(退 会)**

第 6 条 会員が次号のいずれかに該当したときは、理事会の承認を経て、理事長がこれを退会とする。任意に退会した会員は原則として一カ年以内に再加盟することはできない。

- (1)退会しようとする会員はその理由を付し退会届を理事会に提出する。
  - (2)会費を1年以上滞納した正会員は、原則として任意に退会したものとする。
2. 既納の会費は返還しない。

### **(除 名)**

第 7 条 会員が次号のいずれかに該当したときは、理事会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。除名された会員は、3年以上を経たのち、理事会の承認を得るまでは再加盟することはできない。既納の会費は如何なる理由があっても返還しない。

- (1)加盟会員としての義務に違反したとき。
- (2)本連盟の名誉を傷つけ、または目的に違反する行為があったとき。
- (3)加盟団体内において法律・学則に違反する行為があったとき。

### **(付 則)**

第 8 条 この規定は理事会の議決を経なければ変更することはできない。

この規定は平成7年4月25日より施行する。

この規定は平成15年4月30日より施行する。

この規定は平成21年4月28日より施行する。